

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

1) 風水害

東峰村の河川は主に3つあり、小石原川、大肥川、宝珠山川である。急峻な村の地形上、これらの河川は比較的流れが早く、大雨が続くと、各方面からの支流の流れ込みも加わり、急激に増水し、堤防の崩壊や氾濫の危険性がある。

2) 土砂災害

東峰村土砂災害ハザードマップによると、土石流、急傾斜地の崩壊、地すべりを含む土砂災害警戒区域が村内全域で325箇所あり、そのうち95%にあたる309箇所が土砂災害特別警戒区域となっている。

3) 地震災害

東峰村地域防災計画によると、県内に存在する断層のうち、西山断層（南東部、海上への延長）、警固断層（南東部）、水縄断層の想定で、いずれも震度6弱が予測されている。

4) その他

・平成29年7月に発生した「九州北部豪雨」では、村に甚大な被害をもたらし、死者3名、負傷者2名が出たほか、家屋の全壊27棟、半壊37棟の他、農地・農業施設、林道施設、水道施設などの多くの施設が壊滅的な損害を受け、被害総額は村全体でおよそ34億円に上った。

・令和5年7月に発生した「令和5年梅雨前線豪雨」被災では、家屋の全壊3棟、準半壊3棟、床上10件、床下17件、その他被害 道路・林道・河川・農地農業用施設等の被害が合計492件に上った。

(2) 商工業者の状況（令和5年度商工会実態調査）

- ・商工業者数 143 人
- ・小規模事業者数 129 人

【内訳】

	業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業者の立地状況等）
商 工 業 者	建設業	20	19	村内に広く分散している。
	製造業	63	63	最も数が多く陶器産業の事業者がその大半を占め、小石原地区に集中している。
	小売業	15	14	国道211号に沿って宝珠山地区に多い。
	飲食業	14	13	国道211号に沿ってその大部分が分散。
	サービス業	19	18	村内に広く分布、宝珠山地区に多い。
	その他	12	2	

### (3)これまでの取組

#### 1) 当村の取組

- ・地域防災計画の策定、村内全域での防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・防災対策協議会設置（国土交通省筑後川河川事務所・陸上自衛隊小郡駐屯地・福岡管区气象台・福岡県防災危機管理局・福岡県朝倉県土整備事務所・朝倉警察署・甘木朝倉消防署・村内関係団体等で構成）
- ・東峰村公式LINEアカウントを活用し、災害発生時の情報を発信。  
また、公式ラインのリッチメニュー内には、「東峰村G空間災害情報収集システム」や「ライブカメラ」ボタンなどを設置しサイトに繋がるようになっている

#### 2) 当会の取組

- ・小規模事業者が加入する損害保険等の見直し及び弱点強化助言また未加入の事業者には加入促進活動
- ・災害時における国及び県に対し小規模事業者経済基盤の早期復旧・復興支援についての要望活動。
- ・村が実施する防災訓練への参加及び協力。
- ・東峰村小規模企業振興基本条例（平成30年4月1日施行）に基づき、事業者の持続的発展への取り組み及び要望活動。
- ・事業継続力強化支援計画策定セミナー実施（事業継続力強化計画認定3件）

## II 課題

- ・協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・保険・共済に対する助言をおこなうことができる当会経営指導員等職員が不在。
- ・感染症等発生時における職員の体調不良者が発生した場合における人的体制の確立を整備

## III 目標

- ・村内の小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と東峰村との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

#### ※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合、速やかに県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和7年4月1日～令和12年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当村の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

### <1. 事前の対策>

- ・ 本村において令和4年3月に策定された「東峰村地域防災計画」と、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

#### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災保障等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・ 会報や村広報、ホームページ、SNS等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する

#### 2) 商工会の自身の事業継続計画の作成

- ・ 令和8年度末までに作成。

#### 3) 関係団体等との連携

- ・ 連携協定を結ぶ福岡県火災共済組合に職員の派遣を依頼し、会員及び会員以外事業者にも対象とした普及啓発セミナーや「地震危険補償特約」、「新総合火災共済」等の損害保険に対する周知・PR、リスク診断への協力を連携して行う。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等を共催する。また、巡回同行募集の強化、会議及びセミナー、相談会での商品説明を強化する。

#### 4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・ (仮称) 東峰村事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、東峰村）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

## 5) 当該計画に係る訓練の実施

・自然災害（震度6以上の地震）が発生したと仮定し、当村との連携ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。また、平成29年に発生した「九州北部豪雨災害」での経験を活かし「大雨特別警報」が発令されたと仮定し、避難訓練を当村と連携ルートの確認を行いながら当村が実施する訓練等において実施する。

## <2. 発災後の対策>

・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順により地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後6時間以内に職員の安否報告を行う。（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を当会と当村で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、東峰村における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

### 2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当村との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。（豪雨の例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤はせず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤するなど。
- ・職員全員が被災する等により応急対応できない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、5日以内に情報共有する。

（例；被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内の10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内の1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内に1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内の0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない。</li></ul>

※尚、連絡が取れていない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

・本計画により、当会と当村は以下の間隔で被害情報を共有する。

発生後～発生翌日	1日に2回共有する
発生翌々日～1週間	1日に1回共有する
1週間以降	1週に1回共有する

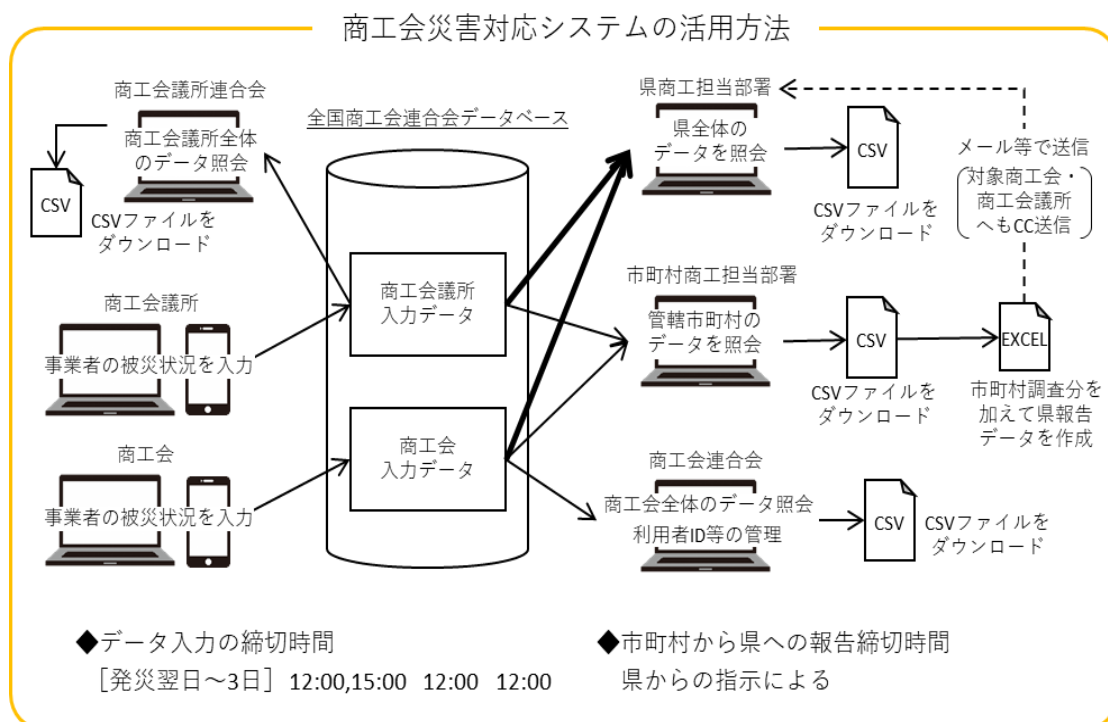
※被害の規模、状況によってはこの限りではない。

- ・当村で取りまとめた「東峰村新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

### <3. 発生時の連絡体制>

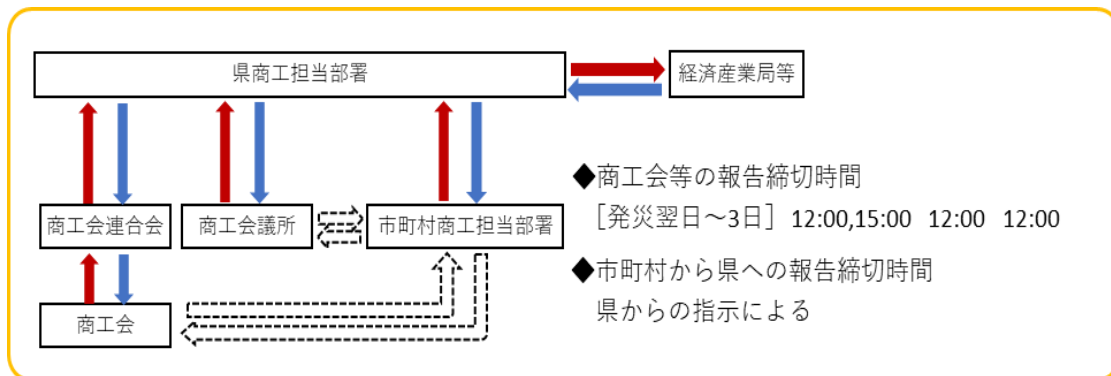
- ・自然災害等発生時に、村内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次災害を防ぐため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当村は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当村が共有した情報を、下記の県が指定する方法にて当会又は当村より県の商工担当部署へ報告する。
- ・当会は原則、商工会災害対応システムに被害状況を入力することで、東峰村の商工担当部署へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・商工会災害対応システムが利用できない場合は、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・報告時間について、当会は原則、発災翌日の12:00と15:00、2日目の12:00、3日目の12:00とし、発災時、県から指示があった場合は、その指示によるものとする。当村は県からの指示により報告する。

#### ①システム利用可能時



## ②システム不具合発生時

- 以下の流れで情報共有又は報告を行う。



- また、当会は被害状況を9.様式集に規定する様式Iに記載し、県の商工担当部署へ報告する。

様式 I

福岡県中小企業振興課経営支援係 ○○・○○宛て【電子メールにて送付：(メールアドレス keieishien@pref.fukuoka.lg.jp)】

令和○年○月○日の大雨による商工被害状況 提出日：令和○年○月○日

団体名：  
記入担当者：

	被害箇所				被害状況		区分 (新規or修正or修正無)
	所在地	商店街の場合は 商店街名	事業所名	業種	被害額	被害内容(建物、商品、原材料、機械の被害など、分かる範囲でできるだけ詳しく記載してください)	
記入例	○○郡○○町○○目-○	—	株式会社○○製材所	製造業	約10万円	工場内が浸水。旋盤機2台が利用できない状況。	新規=前回報告に無かった情報 修正=前回報告内容に修正を加える場合 変更無=前回報告内容から変更が無い場合
	△△市△△町△△番地	△△商店街	△△酒店	酒販売業	約140万円	店舗前の電信柱が店舗に向けて倒れ、店舗半壊。在庫商品の約7割が被害。	
1							
2							
3							

※前日までに御報告頂いた箇所は削除せずに、新規情報を追加していただきます。 ※用紙が足りない場合はコピーをご利用ください。  
※既に御報告を頂いている被害箇所につきましても、その後の調査で被害状況等の修正や追加が判明した場合は、併せて御報告をお願いします。

## <4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- 相談窓口の開設方法について、東峰村と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- 応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

## <5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- 福岡県及び東峰村の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

### ※ その他

- 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

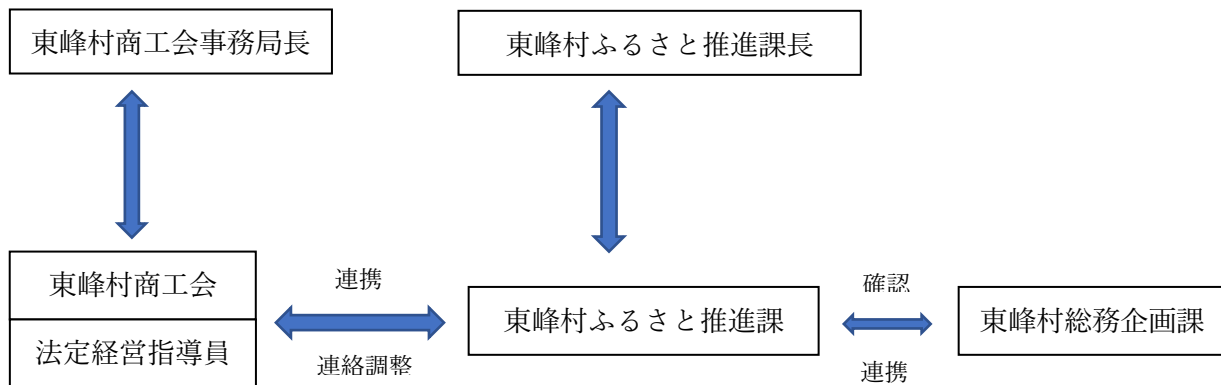
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実態体制

事業継続力強化支援事業の実態体制

(令和7年6月現在)

(1) **実施体制** (商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/東峰村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会と東峰村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) **商工会による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制**

- ① 当該経営指導員の氏名、連絡先  
経営指導員 西牟田章司 (連絡先 連絡先は後述 (3) ①参照)
- ② 当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)  
※ 以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。
  - ・本計画の具体的な取組の企画や実行
  - ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) **商工会、関係市町村連絡先**

- ① 商工会  
東峰村商工会  
〒838-1601 福岡県朝倉郡東峰村大字小石原941-1  
TEL: 0946-74-2121 FAX: 0946-74-2284  
E-mail: touhou@shokokai.ne.jp
- ③ 関係市町村  
東峰村役場 ふるさと推進課  
〒838-1792 福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山6425  
TEL: 0946-72-2312 FAX: 0946-28-7723  
E-mail: furusui@vill.toho.fukuoka.jp

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	715	550	550	550	550
・ 専門家派遣費	440	440	440	440	440
・ 協議会運営費	11	11	11	11	11
・ セミナー開催費	44	44	44	44	44
・ パンプ、チラシ作成費、	220	55	55	55	55

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、東峰村補助金、福岡県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
福岡県火災共済組合 理事長 花田 稔之 所在地 福岡県福岡市博多区吉塚本町9番15号 福岡県中小企業振興センター 8F 電話番号 092-622-8071
連携して実施する事業の内容
①「地震危険補償特約・新総合火災共済・休業対応応援共済」等に対する周知・PR、リスク診断への協力 ・実際に被害を受けた場合のリスクを「リスク判断」を行う事で認識し、それぞれの事業所に対し、必要な保険・共済の説明を行う。 ②巡回同行募集の強化、会議、セミナー、相談会での商品説明 ①の説明・周知を行うにあたり、日頃行っている事業所巡回時や会議・セミナー開催時に同行説明してもらう。
連携して事業を実施する者の役割
①「地震危険補償特約・新総合火災共済・休業対応応援共済」等に対する周知・PR・リスク診断への協力 ・保険商品の説明とリスク診断の実施。 ②巡回同行募集の強化、会議、セミナー、相談会での商品説明 ・保険商品の内容をセミナーや相談会等において連携して商品の説明を実施し、小規模事業者がその内容を熟知することにより、被害規模を最小限にとどめ、事業の継続あるいは早期復旧が可能となる効果が見込まれる。
連携体制図等
<pre>graph TD; A[東峰村商工会 法定経営指導員] &lt;--&gt; 連携 (連絡調整)  B[福岡県火災共済組合 担当者]; A --&gt; C[小規模事業者]; B --&gt; C; D[各共済の周知 PR リスク診断 その他];</pre>